

東京工業大学制御システム工学科同窓会

陽久会 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は陽久会という。

第 2 条 本会は事務所を東京工業大学制御システム工学科（以下学科）事務室におく。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 会員相互の親睦を深め向上をもたらすことを目的とする。

第 4 条 前条の目的を達成するため必要な事業をおこなう。

第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次の 3 種とする。

1. 正会員

(a) 制御システム工学科卒業生（大学院飛び入学を含む）（および制御工学科卒業生）

(b) 制御システム工学科担当教員を指導教員とする大学院修了生で会員となることを希望する者（および制御工学専攻修了生）

(c) 制御システム工学科担当教員を主査とする論文博士取得者で会員となることを希望する者（および制御工学専攻の論文博士取得者）

2. 特別会員

(a) 制御システム工学科（および制御工学科）担当の教職員および旧教職員

(b) 制御システム工学科（および制御工学科）に特に関係ある教職員および旧教職員

(c) 役員会で推薦された者

3. 学生会員

(a) 制御システム工学科所属の学部学生

(b) 制御システム工学科担当教員を指導教員とする大学院生で希望する者

第 4 章 会 計

第 6 条 本会の経費は会費・寄付金および事業収入等で支弁する。

第 7 条 正会員になる際に終身会費を納めなければならない。

第5章 役員および役員会

第8条 本会は次の役員をおく。

1. 会長 1名（社会で活躍している正会員）
2. 幹事および副幹事 各1名（原則として学科の教授または准教授）
3. 同期委員 各同期につき2名

会長ならびに幹事および副幹事の任期は原則として2年とする。再任は妨げない。

第9条 会長、幹事および副幹事、同期委員は役員会を構成する。

第10条 会長は本会を代表し会務を処理する。

第11条 幹事および副幹事は本会の行事の企画・会計処理を行う。

第12条 同期委員は各同期会より選出され、同期の意見を代表する。

第13条 役員会は会長が年に1回これを招集する。

第14条 役員会は次の事項を処理する。

1. 次期役員を選出および承認
2. 会務および会計の承認
3. その他

第15条 次期会長は会長あるいは幹事により推薦され、役員会の承認を受ける。

次期幹事および副幹事は学科により推薦され、役員会の承認を受ける。

第16条 1. 役員会は、3名以上の出席で成立する。

2. 役員会での承認は出席者（議長委任を含める）の過半数を必要とする。

第6章 付 則

第17条 本会則を変更する時は役員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

以上